

# もり 森林づくり県民税がスタートしました

県では、荒廃した森林を再生し、災害防止や水源涵養など「森の力」を回復するための事業を行うため、「森林づくり県民税」を4月1日から導入しました。

未来に向けて「森の力」を回復し、森の恵みを子供たちに継承するため皆様の御理解と御協力をお願いします。森林づくり県民税は、次のとおり県民税均等割に加算されます。

## 個人 年額400円

- 1月1日現在で
- 県内に住所がある人
- 県内に事務所、家屋敷などがあり、それらが所在する市町内に住所がない人
- \*平成18年度から適用されます
- \*所得が一定の基準以下で、県民税均等割が課税されていない人は非課税です
- \*県民税均等割1,400円のうち400円が森林づくり県民税です
- \*市へ市民税と合わせて納付し、市が県に払い込みします

## 法人 均等割額の5%

県内に事業所などを持っている法人等

資本等の金額	年税額
50億円超	40,000円
10億円超、50億円以下	27,000円
1億円超、10億円以下	6,500円
1千万円超、1億円以下	2,500円
1千万円以下	1,000円

- \*平成18年4月1日以降に開始する事業年度から適用されます
- \*法人県民税と合わせて申告納付します

(注) 前年の合計所得金額が125万円以下で、かつ、平成17年1月1日現在において65歳以上だった人の県民税均等割は次のとおりです。

平成18年度分	400円(100円)
平成19年度分	800円(200円)
平成20年度分～	1,400円(400円)

( )内が森林づくり県民税分です。

実施期間 平成18年度分から平成22年度分までの5年間

## 税の使いみち

税収を基金に積み立てた上で、社会・経済状況の変化により森林所有者などによる整備が困難となっている荒廃した森林のうち、緊急に対策が必要な森林を対象に整備を行います。

スギ・ヒノキの人工林...強度に伐採し、広葉樹との混交林化を促します。

過密化した広葉樹の里山林や竹林...広葉樹林の適正密度化や竹林の広葉樹林化等を図ります。

### もり 森林づくり県民税に関する問い合わせ

#### 税の仕組みに関すること

県総務部税務室  
電話 054 221 2337  
Eメール zeimu@pref.shizuoka.lg.jp  
URL <http://www.pref.shizuoka.jp/soumu/sm-05>

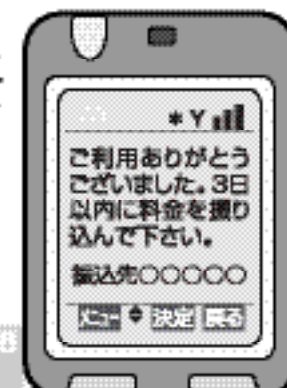
#### 使いみちに関すること

県環境森林部環境政策室  
電話 054 221 2978  
Eメール forest-mirai@pref.shizuoka.lg.jp  
URL <http://kankyoku.pref.shizuoka.jp>

その他個人住民税、法人市民税に関する問い合わせ 市役所税務課 電話 055 948 2907

さまざまな手口で皆さんを狙う悪質な犯罪が後を絶ちません。日ごろ便利な携帯電話も、使い方を誤るとトラブルに巻き込まれるのでご注意ください。

## あぶない! こんなトラブルが...



無料着メロサイトを検索中に何かをクリックしたらアダルトサイトになり料金請求された。

「無料」に気をつけよう。

URLが記載されたメールが送られてきた。クリックしてみたら「入会手続きが完了しました」との画面に変わり、登録料を支払うように表示された。

知らない人からのメールはすぐ削除しよう。

※不要なメールアドレスは、御契約の携帯電話会社に情報提供しましょう。



チェーンメールが届いて「7人に送った後アクセスして」と書いてあったのでURLにアクセスすると出会い系サイトに登録してしまった。

チェーンメールを転送しなくても何も起こりません。

## ここに注意!

- ①興味本位でクリックすると...後で高い利用料を請求されます。
  - ②「無料」というサイトへのアクセスは慎重に。
  - ③知らない書歴にかけなおさない。知らないアドレスに返信しない。
  - ④どこにも登録していませんか? 個人情報や安易に入力しない。
  - ⑤請求に疑問があるときは、支払う前に市役所か東部県行政センターに相談しよう。
- 相談・問合せ 観光商工課 電話 055-948-1480  
東部県民生活センター 電話 055-952-2299